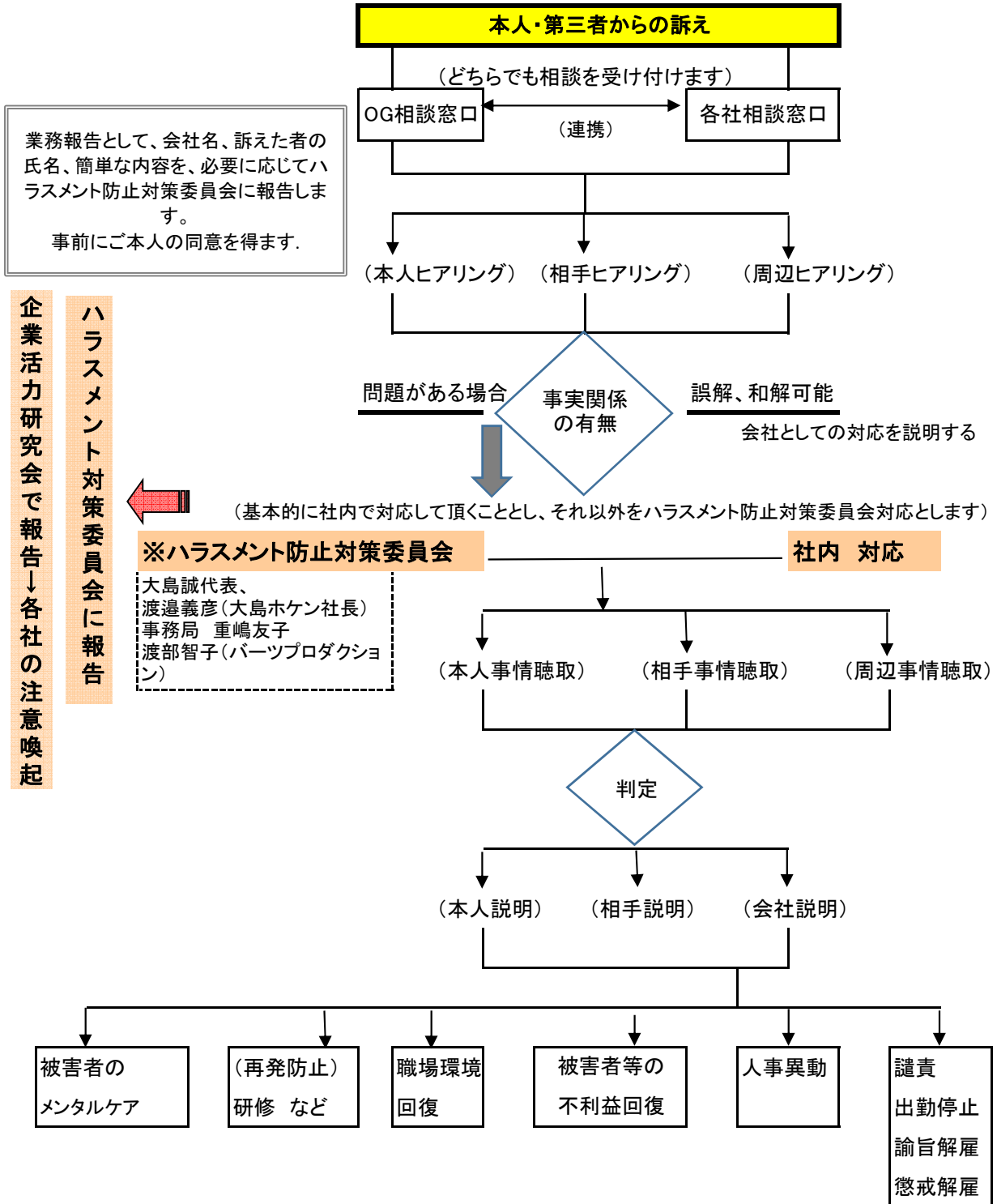


ハラスメント相談・苦情への対応

相談による不利益な取り扱いはありません。



業務報告として、会社名、訴えた者の氏名、簡単な内容を、必要に応じてハラスメント防止対策委員会に報告します。
事前にご本人の同意を得ます。

企業活力研究会で報告↓各社の注意喚起
ハラスメント対策委員会に報告

(基本的に社内に対応して頂くこととし、それ以外をハラスメント防止対策委員会対応とします)

大島グループはハラスメント防止活動に積極的に取り組み、働きやすい職場環境整備に努めます。
大島グループ各社では、就業規則等でハラスメント行為に対する対処方針を定め、相談窓口を設置しています。
ハラスメント防止対策委員会では、社員教育としてハラスメント防止研修を行う、
大島グループ役員会で情報共有による注意喚起する など、共通認識を持ってハラスメント防止に取り組めます。